

こどもたちの未来を考える協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 富士宮市立小中学校の再編を進めるに当たり、学校再編の対象となる学校（以下「対象校」という。）ごとに、こどもたちの未来を考える協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、教育委員会に意見書を提出する。

- (1) 対象校の再編の方向性に関する事項
- (2) その他対象校の再編に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が依頼する。

- (1) 対象校の児童又は生徒の保護者
- (2) 対象校の通学区域内に居住する未就学児の保護者
- (3) 対象校の通学区域内の地域住民の代表者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員は、無報酬とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、依頼の日から第 2 条に規定する所掌事務が終了するまでの期間とする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則 (令和7年10月10日教育長決裁)

この要綱は、教育長決裁の日から施行する。